

早稲田大学 大学院法学研究科
2018年度 修士課程入学試験問題(国内受験)
【専修科目】

公法学専攻

刑事訴訟法

【設例 1】と【設例 2】とを読み、それぞれの【問題】に答えなさい。

【設例 1】X が社長を務める T 株式会社の事務所（以下、「T 社」と略称）で覚せい剤が密売されているとの情報に基づき、司法警察員 K らが内偵したところ、組織暴力団 W 組から T 社宛てに、覚せい剤が宅配便で定期的に送られてくることが判明した。そこで、K らは、宅配便業者 A に協力を求め、A の承諾のもとに、5 回にわたり、T 社に配達される予定の宅配便を借り受けた。③ K らは、荷送人や荷受人の承諾を得ることも令状を得ることもなく、これらの荷物をエックス線で検査した。なお、エックス線検査を終えた宅配荷物は、毎回、宅配便業者 A に返還されて、通常の運送過程を経て、T 社に届けられた。

【問題 1】エックス線検査（下線③）の適法性が、公判で争点となった。検察官は、A の承諾を得ており、また荷物は開封されていないので、適法だと主張した。この主張について論じなさい。また、令状を要するとすれば、どのような令状が必要だったのか、についても言及しなさい。

【設例 2】A は平成 29 年 10 月 10 日午後 8 時ころ、乙公園の外灯の下で、X が B を刺し殺すのを目撃し、すぐに 110 番通報した。後日、A は、乙公園で司法警察員 P の指揮のもとに実施された検証に立ち会った。「X が B を刺したのは、この場所です」と、A が犯行現場（地点①）を指示し、それから 200m ほど離れた場所（地点②）を指して、「私は、ここから殺害の様子を見ました」と述べた。そこで、犯人役の司法巡查 K1 と被害者役の司法巡查 K2 とが地点①に立ち、P が地点②に立って、午後 8 時ころ、乙公園の外灯の下で、「X が B を刺し殺す状況」を目視できるのか否かを実験した。地点②に立った司法警察員 P は、地点①にいる K1 と K2 との様子を明瞭に観察することができた。そこで、P は⑥ 「当職 [=P] が地点②に立って観察したところ、巡查 K1 の容貌も、K1 が K2 をナイフで突き刺す様子も十分に観察できた」旨を検証調書に記載した。

【問題 2】検証調書に記載された P の供述部分（下線⑥）に証拠能力が認められるためには、どのような要件が必要か。

答案の書き方（横書）/ 縦書）

六法全書の使用を（認める）/ 認めない）